

## ルール 802 及び日本における株式対価を伴う経営統合取引への米国証券法制の適用(参考和訳)

2020年5月

1933年米国連邦証券法(その後の改正を含みます。以下、「**米国証券法**」といいます。)のルール 802 は、海外民間発行体(Foreign Private Issuer。以下、「**FPI**」といいます。)<sup>1</sup>による有価証券の発行を伴う一定のクロスボーダーのエクステンジ・オファー(exchange offers)及び経営統合取引についての米国証券法上の登録義務からの免除規定を定めています。本メモランダムは、ルール 802 及び米国証券法が日本における合併、株式交換・株式移転及びこれらと同種の株式交付型の経営統合取引にどのように適用されるかについて論じるものです<sup>2</sup>。

### I. 経営統合取引にかかる規制

米国証券法は、米国と一定の関連性を有する米国外での取引を含め、有価証券のオファリング又は発行を伴う経営統合取引に幅広く適用されます。米国居住者が日本企業の株式を保有している場合には、日本における合併、株式交換・株式移転及びこれらと同種の経営統合取引は、免除規定が適用されない限り、米国証券取引委員会(以下、「**SEC**」といいます。)への登録が必要となる可能性があります。本メモランダム上、経営統合取引において合併又は統合する当事会社の双方が日本の上場企業であり、FPIに該当することを前提としています。ルール 802 は、そのような日本における上場企業による経営統合取引において唯一利用可能な免除規定であると思われる。

#### A. 登録義務

米国証券法第 5 条は、免除規定の適用がある場合を除き、有価証券のあらゆるオファー(offer)又は販売(sale)についての SEC への登録を義務付けています。また、同法ルール 145(a)上、株主が当該取引の承認について議決権を行使する場合その他当該取引に関して投資判断が求められる場合<sup>3</sup>には、合併及び証券の交換(exchange of securities)を伴うその他の取引も上記のオファー又は販売に含まれると定められています。

<sup>1</sup>「**海外民間発行体**」とは、一切の海外発行体(外国政府を除きます。)のことをいいます。ただし、直前に終了した四半期会計期間に先立つ直前四半期会計期間の最終営業日現在において、以下の事由に該当する発行体を除きます:(i) その発行済議決権付証券の 50% 超が、その名簿上、直接的又は間接的に米国居住者によって保有されており、かつ、(ii) (x) 当該発行体の役員もしくは取締役の過半数が米国国民もしくは米国居住者である場合、(y) 当該発行体の資産の 50% 超が米国内に存在する場合、又は(z) 当該発行体の事業が主として米国において管理されていること(米国証券法ルール 405 及び 1934 年米国証券取引所法(その後の修正を含み、以下、「**米国取引所法**」といいます。)ルール 3b-4 をご参照下さい。)。大半の日本の上場企業は FPI に該当します。

<sup>2</sup> 本メモランダムにおいては、ライツ・オファリング、エクステンジ・オファー及び公開買付けを検討の対象としていません。これらの事項その他のトピックに関するデービス・ポークのメモランダム(参考和訳を含みます。)については、当事務所東京オフィスのウェブサイト(<https://www.davispolk.com/tokyo>)の右下にある「Related Insights」をご参照下さい。

<sup>3</sup> たとえば、公開買付け(対価が株式である場合)における応募、合併を承認する議決権行使又は反対株主による株式買取請求権の行使等の判断が含まれます。

また、米国証券法第5条は、米国外企業による米国外での有価証券のオファー及び販売をとりたてて適用除外とはしていません。しかし、こうしたオファー及び販売が、最低限の米国との関連性を有していない場合、SECは、当該オファー及び販売を同条に基づいて規制する権限を有しないこととなります。この「米国との関連性」という同条件は、当該取引が「米国管轄下的手段(U.S. jurisdictional means)」の利用を伴う場合に満たされます。日本国内の上場企業間で行われる合併又はそれに類する株式交付型の取引においては多くの場合、当該「米国管轄下的手段」の利用は不可避であるため、当該取引は、米国証券法第5条の対象とするのが通常です。

一方で、金銭対価型の経営統合取引(金銭を対価とする公開買付け等)は、米国証券法第5条に基づくSECへの登録義務の対象となりません。これは、同条は有価証券のオファー及び販売を規制するものであり、金銭による有価証券の取得に係るオファーを規制するものではないことに基づきます。

## 1. 登録義務が発生する可能性のある取引

日本国内における経営統合取引のうち、以下に掲げる取引は、有価証券の交付を伴う取引に該当し、米国証券法第5条に基づくSECへの登録義務の対象となる可能性があります。以下、本メモランダムでは、このような取引を「**株式対価取引**」と総称します。下記の一覧は、SECの登録義務の対象となる可能性がある典型的な株式対価取引の例です。

- **吸収合併** ある会社が他の会社に吸収される取引であり、消滅会社の株主に対して、存続会社の株式がオファーされます。
- **新設合併** 複数の会社が合併により新会社を設立する取引であり、消滅会社の株主に対して、新設会社の株式がオファーされます。
- **共同株式移転** 複数の会社(以下、「**統合当事会社**」といいます。)がその発行済株式の全部を新たに設立する持株会社に取得させる取引です。統合当事会社の株主に対して、新設持株会社の株式がオファーされます。
- **(単独)株式移転** ある会社(以下、「**株式移転完全子会社**」といいます。)がその発行済株式の全部を新たに設立する持株会社に取得させる取引です。株式移転完全子会社の株主に対して、新設持株会社の株式がオファーされます。
- **株式交換** ある会社がその発行済株式の全部を株式交換により他の会社に取得させる取引です。対象会社の株主に対して、買収会社株式がオファーされます。
- **スピンオフ** ある会社が、その株主に対して、既存の子会社又は新規分割事業に係る持分の100%を交付する取引です(既存の子会社の場合は「**株式分配によるスピンオフ**」、新規分割事業の場合は「**分割型分割によるスピンオフ**」<sup>4</sup>といいます。)

本メモランダムにおいては、以下の会社を「**買収会社**」と呼称します。

---

<sup>4</sup> 従前は、日本法上の税制に基づく不利益な取扱いにより、会社分割及び現物配当としてストラクチャーされたスピンオフを実行することは実務上困難であったと理解しています。しかし、日本における2017年3月の税制改正により、スピンオフ取引が一定の要件を満たす場合には、親会社及びその株主が当該税務上の不利益を回避することが可能となり、このようなストラクチャーによる取引を採用する日本企業も出現していると認識しています。

<sup>5</sup> スピンオフ取引が親会社による有価証券の「販売(sale)」とみなされる場合には、一般的には、スピンオフされる子会社の有価証券の交付に際して、SECへの登録を行うか又は米国証券法に基づく登録義務の免除規定を満たす必要があります。しかしながら、SECスタッフは、当該取引に関するガイダンスを公表しており、一定の条件(親会社が、その株主及び流通マーケットに対して、当該スピンオフ及び新たにスピンオフされる事業体についての「適切な情報」を提供することを含みます。)を満たす場合には、当該スピンオフ取引は証券の販売には該当しないとしています。当職らは、スピンオフ取引を行う日本企業に対して、SECガイダンスの遵守に関するアドバイスを行っており、ご要望に応じて、同トピックに関するより詳細な情報をご提供いたします。

- 吸収合併取引における存続会社
- 新設合併取引における消滅会社
- 共同又は単独株式移転取引における新設持株会社並びに統合当事会社もしくは株式移転完全子会社
- 株式交換取引における買収会社(株式交換完全親会社)

また、以下の会社を「対象会社」と呼称します。

- 合併取引における消滅会社
- 共同又は単独株式移転取引における統合当事会社及び株式移転完全子会社
- 株式交換取引における対象会社(株式交換完全子会社)

新設合併又は共同株式移転もしくは単独株式移転における消滅会社又は統合当事会社もしくは株式移転完全子会社は、買収会社及び対象会社の双方に該当するとみなされます。

## 2. 登録義務の対象とならない取引

日本国内における以下に記載の統合案件は、金銭のみを対価とする経営統合取引であり、一般的には米国証券法第 5 条に基づく SEC への登録義務の対象にはなりません<sup>6</sup>。本メモランダムにおいては、これらの取引を「**金銭対価取引**」と呼称します。以下、典型的な金銭対価取引のストラクチャーの内容及び当該取引が、SEC の登録義務の対象にはならないと考えられる一般的根拠について、概説します。

- **金銭対価の公開買付け** 他の会社の株式を、金銭を対価とする公開買付けを通じて取得する取引であり、米国証券法第 5 条が定める有価証券の「オファー」又は「販売」に該当しません。
- **金銭対価の組織再編取引** 金銭を対価とする合併や株式交換の場合、対象会社の株主に対して、買収会社の株式ではなく金銭を交付することになるため、米国証券法第 5 条が定める有価証券の「オファー」又は「販売」に該当しません。
- **全部取得条項付種類株式を用いた完全子会社化取引** 段階的な資本再編取引であり、「償還可能株式手法」と呼ばれることもあります。この方法は、下記のスクイーズアウトの手法が利用可能となったことにより、利用される頻度が少なくなったものと理解しています。
- **強制的スクイーズアウト<sup>8</sup>** 2 段階式金銭対価公開買付けの第 2 ステップとして、対象会社株式の総議決権の 90%<sup>9</sup>以上を(直接又は 1 社もしくは複数の完全子会社を通じて)保有する株主が、

---

<sup>6</sup> 金銭対価取引は、一般的には SEC に登録する必要はないものの、対象会社に米国居住株主が存在する場合、一般的な米国証券法令(有価証券の購入及び販売に関する株価操作、詐欺及び誤解を生じさせる記載及び欠陥を禁止する米国の連邦及び各州の詐欺防止法、米国のテnder オファー規制その他の規則を含みます。)の適用対象となります。

<sup>7</sup> 日本法に基づく税務上の不利益な取り扱いにより、これまでのところ、日本企業による経営統合取引を自社株対価の公開買付けにより行うことは実務上不可能であると理解しています。しかしながら、日本の会社法の 2015 年の改正(総議決権の 90%以上を保有する株主によるスクイーズアウトを可能としたもの)及び 2018 年 7 月に施行された産業競争力強化法の改正(経済産業省から組織再編計画に対して事前の承認を取得することを条件として、買収会社における税務上の不利益な取り扱いを回避することが可能となったもの)を受けて、自社株対価の公開買付けを通じて日本企業の経営統合取引を行うことの利点について、日本の法曹界において既に議論が始まっていると理解しています。さらに、一部には、自社株対価の公開買付け(上記の経済産業省からの承認を得たもの)は、公開買付けの勧誘対象から米国株主が除外される場合には、フォーム F-4 による SEC への登録の対象とならない可能性があるという意見もあります。ただし、当職らは、現時点においては、同改正後のルールに基づき実施された取引事例がないことから、こうした議論は推測の域を出ていないと考えています。

<sup>8</sup> 2015 年 5 月に施行された日本の会社法の改正により導入された制度です。

「特別支配株主」として、対象会社取締役会への通知及び当該取締役会からの承認をもって、少数株主が保有する残りの対象会社株式を金銭を対価として強制的に取得できるとするものです(法律に基づく条件付きのコールオプション)。当該取引は、米国証券法第5条が定める有価証券の「オファー」又は「販売」に該当しません。

- 株式併合 米国証券法ルール 145(a)(c)上、一般株主が端数株式と引き換えに金銭のみを受領する株式併合は、有価証券の「オファー」又は「販売」に通常該当しません。

## B. SEC登録の帰結

株式対価取引の米国証券法に基づくSECへの登録は、米国でも上場している日本の上場企業にとっては対応可能な選択肢であるかもしれません。現状SEC登録会社でない企業にとっては、株式対価取引のSECへの登録により、フォームF-4による登録届出書をSECにファイルしたり、SEC登録会社として継続開示義務を負う必要があることなど、幾つかの重要な帰結が生じることになります。より詳細な情報については、当事務所のメモランダム「米国証券法フォームF-4における経営統合取引の登録(参考和訳)」(Form F-4 Registration of Japanese Business Combinations with the U.S. SEC under the U.S. Securities Act)をご参照ください。

## II. ルール 802 に基づく免除

ルール 802 は、以下の事項に関する要件を満たす経営統合取引については、米国証券法第5条の登録義務を免除しています。

- 米国保有についての制限
- 米国株主の平等的な取扱い
- 情報提供文書
- レジエント<sup>10</sup>

### A. 米国保有についての制限

ルール 802 は、米国保有者が発行済株式総数の10%超<sup>11</sup>を保有していない場合に限り、株式対価取引において利用可能です。当事務所は通常、米国保有者を特定するには専門のサービス業者の支援を受けるよう各企業に助言しています。SECルールは、企業がこのようなサービス業者を採用することを義務付けてはいませんが、これを行わなかった場合、SECは、ルール802に依拠することを企図した企業の判断に際し、

(cont.)

<sup>9</sup> 2019年7月に施行された日本の会社法の追加の改正により、対象会社議決権の3分の2しか保有していない株主(又はコンソーシアムを形成する株主のグループ)であっても、追加的条件を満たせば少数株主に対するスクイーズアウトを実施することができるとする新たなアプローチも提供されました。当該追加的条件とは、(i)単一の買収会社が発行済議決権の少なくとも50%を保有すること、(ii)当該取引の実行により買収会社の事業が今後3~5年間は確実に改善することとなる旨を記載した事業更生計画を提示し、担当省庁から承認を得ること、及び(iii)少数株主に対して交付される対価が財務的見地から公正である旨の報告書を買収会社が担当省庁に提出することです。

<sup>10</sup> 留意事項: (i) ルール 802 は、1940年米国投資会社法(その後の改正を含みます。)に基づく登録が義務付けられている投資会社については利用できません。(ii) 形式的にはルール 802 の免除規定を満たす取引又は一連の取引であっても、当該取引又は一連の取引が専ら登録を回避するためのスキームである場合には、登録義務に服することになります。(iii) ルール 802 は、有価証券の発行体を免除するものであって、当該発行体の関連会社や、当該発行体の有価証券の再販売を行うその他の者を免除するものではありません。

<sup>11</sup> いずれの場合においても、当該保有比率は、株式交換取引の対象となっている種類の株式に対する比率を指します。

否定的な要素として考慮する可能性があり、その後の判断において、米国保有者数が 10% の基準を超過していると判断する可能性があります。

米国保有者保有率は、以下のとおり判定されます<sup>12</sup>。

- **計算基準日** 保有率は、一般に、株式対価取引の公表前 60 日以降(場合により 120 日以降)及び公表後 30 日の 90 日間の期間におけるある日付<sup>13</sup>において計算される必要があります。
- **米国保有者の判定** 保有率は、(i) 米国保有者が保有する対象有価証券の株式数(分子)の、(ii) 対象有価証券の発行済株式総数(分母)に対する割合(百分率)により計算されます。買収会社又は対象会社が保有する株式は、分子及び分母から除かれます。

株式対価取引の当事者が例外的な理由によりルックスルー分析を行うことができないような限定的な場合には、ルール 802 は、代替的な「1 日当たり平均取引量」テストに基づいて行う判定を認めています。

ルール 802 の目的上、「**米国保有者**」とは、米国に居住している有価証券保有者をいい、一般に米国内で組織又は設立された団体を含みます。ルール 802 は、当該免除規定に依拠するエンティティに対し、米国保有者による実質保有を判定するために、名簿上の保有者に問い合わせ、また公的な実質保有者の届出を確認することを義務付けています。

米国保有者についてのかかる制限は、一般に以下のように株式対価取引に適用されます。

- **吸収合併** 米国保有者が、消滅会社の株式の 10% 超を保有してはいけません。
- **新設合併** 米国保有者が、新設される会社の 10% 超(当該取引が完結し経営統合したものと仮定してプロフォーマにより算出されます。)を保有してはいけません。
- **共同株式移転** 統合当事会社の米国保有者が、持株会社の株式の 10% 超(当該取引が完結し経営統合したものと仮定してプロフォーマ・ベースで算出されます。)を保有してはいけません<sup>14</sup>。
- **単独株式移転** 米国保有者が、株式移転完全子会社の株式の 10% 超を保有してはいけません。
- **株式交換** 米国保有者が、対象会社の株式の 10% 超を保有してはいけません。

## B. 米国保有者の平等的な取扱い

対象会社の有価証券の米国保有者が当該有価証券の他の保有者と少なくとも同等の条件により株式対価取引への参加が認められる場合にのみ、ルール 802 を利用することができます。理論上は、米国保有者に対し提供される金銭が米国保有者以外の保有者に対し提供される対価の価値と実質的に同等であると買収会社が信じる合理的な理由がある場合には、買収会社が米国保有者以外の保有者に対し有価証券を提供する一方で米国保有者に対し金銭を提供することも、ルール 802 に基づく「平等的な取扱い」として許容されて然るべきです。しかしながら、上述のとおり、当職らは、このようなことを行おうとした株式対価取引を認識しておらず、また日本法カウンセラーからは、株式対価取引における買収会社が、日本の上場企業の株主の一

<sup>12</sup> 上述のとおり、米国保有者の比率の計算方法は複雑なため、当事務所は通常、企業が米国保有者を特定するには専門のサービス業者を採用するよう助言しています。このトピックに関するより詳細な情報は、ご要望に応じてご提供いたします。

<sup>13</sup> ルール 802 の 2008 年の改正に関する採択リリースでは、「公表」(public announcement)とは、買い手又はそのために行動するものによる、口頭又は書面によるあらゆるコミュニケーションで、公衆又は証券保有者一般に取引を伝えるよう合理的に企図されたものか又は伝える効果を持つもの、とされています。<https://www.sec.gov/rules/final/2008/33-8957.pdf> をご参照下さい。あるコミュニケーションが「公表」としてみなされるために、交換比率及び確定したストラクチャーを記載しなければならないといった要件はありません。

<sup>14</sup> ルール 802 では、承継登録者によって有価証券が発行される経営統合取引の場合、経営統合の完了直後に算定されるものとして、米国保有者は、承継登録者のその種類の有価証券の 10% 超の保有はできないと規定しています。SEC は「承継登録者」という語句を、共同株式移転で創設された持株会社のように経営統合取引の目的において設立された新会社を意味すると解釈しています。

部に対して有価証券を提供しつつ、その他の株主に対し金銭を提供することはできないとの助言を受けています。

## C. 情報提供にかかる文書

ルール 802 は、情報提供文書に関する要件を含んでいます。「情報提供文書」(informational document)という用語は、ルール 802 では定義されていないものの、一般に、買収会社又は対象会社が株式対価取引に関し対象有価証券の保有者に対し出版その他の方法で配布されるあらゆる文書(又はそれらに対する修正)を含むものと解釈されます<sup>15</sup>。また、株式対価取引には言及していないものの、対象となる有価証券の保有者が行う議決権行使の判断に関連する決算発表のような文書も含まれる可能性があります。

ルール 802 は、情報提供文書のファイリング及び交付に関して次のような要件を規定しています。

- *EDGAR* による電子的提出 情報提供文書は、SEC の電子的データ収集分析検索システム(以下、「EDGAR」といいます。)を介して電子的にフォーム CB の表紙を付して SEC に提出されなければなりません。提出は出版又は配布後の翌営業日迄に行われなければなりません<sup>16</sup>。フォーム CB には、当該取引に関連して買収会社もしくは対象会社により日本の法令に従って公表することが求められている、又は、公表されている報告もしくは情報について、その英訳(又は許容される場合には、英語による要約)を記載する必要があります。
- *フォーム CB* の提出 フォーム CB の提出に関しては、以下の点に留意すべきです。
  - － フォーム CB は、情報提供文書の英訳(又は許容される場合には、英語による要約)を添付する表紙です。フォーム CB を提出する際、手数料は必要ありません。
  - － どちらの会社が情報文書を実際に配布又は公表するかに関わらず、買収会社となる当事者が、当該情報提供文書を提出する必要があります。
  - － フォーム CB を提出するために、(買収会社又は対象会社の双方とも)EDGAR コードをあらかじめ取得する必要があります<sup>17</sup>。
  - － 完全な英訳ではない要約は、公表はされるものの、対象となる有価証券の保有者に対して出版又はその他の方法により提供されることのない一定の文書について許容される場合があります。
  - － フォーム CB の表紙が付された情報提供文書は、SEC に対して提供される(furnish)ものであって、ファイルされる(file)ものではありません。それゆえ、提出会社が米国取引所法第 18 条<sup>18</sup>に基づく潜在的責任を負うことはありません。フォーム CB の提出は、米国証券法に基づく登録を構成せず、また、買収会社が米国取引法上の報告義務を負うことにもなりません。

---

<sup>15</sup> このような情報提供文書の例として、公開買付説明書、有価証券報告書(有価証券が対価となっている場合)及び株主総会を開催する各会社の株主総会招集通知書(株式交換又は株式移転のストラクチャーを用いる場合)が挙げられます。

<sup>16</sup> 米国東部標準時間の午後 5 時 30 分よりも後に行われたコミュニケーションは翌営業日に行われたとみなされるため、一定の場合には、SEC のルールを遵守する際のロジスティクス上の負担を軽減するため、取引に関連するプレスリリースや従業員への通知等は、米国東部標準時間の午後 5 時 30 分よりも後に行うことが望ましいと考えられます。

<sup>17</sup> 当事務所は、個々の会社からの委任状に基づき、かかるコードを取得することができます。

<sup>18</sup> 米国取引所法に基づいて SEC にファイルされた文書に虚偽又は誤解を生じさせる記述があった場合、被告が善意により行動し、かつ当該記述が虚偽又は誤解を生じさせるものであったことを知らなかった旨を立証しない限り、生じた一定の損害に対して発生する賠償責任について、被告は第 18 条に基づく法的責任を問われる可能性があります。なお、以下に記すとおり、フォーム CB の表紙を付した情報提供文書の提出は、米国の連邦及び各州の詐欺防止法の対象となります。

- **同等の方法による米国保有者への配布** 情報提供文書は、日本において有価証券保有者に提供されるのと同様の方法で、英語により米国保有者に対しても配布されなければいけません<sup>19</sup>。
- **米国保有者への告知が合理的に企図された公表** 情報提供文書が日本において公表することにより配布される場合には、当該文書は、米国においても米国保有者に対し当該取引を告知することが合理的に企図された方法により公表されなければいけません。
- **情報提供文書におけるレジェンド** 米国保有者に対して公表又は配布される情報提供文書(フォーム CB の表紙を付して提供される文書を含みます。)の表紙その他の目立つ箇所に、レジェンド(注意書き)を記載しなければいけません。レジェンドのサンプルについては、**添付書類 A** をご参照ください。

### D. 訴状受領送達代理人

最初にフォーム CB が提出される際に、フォーム F-X を EDGAR を通じて SEC に提出しなければいけません(ただし、以降フォーム CB を提出する際には、通常フォーム F-X は提供しません)。フォーム F-X の提出に関して、手数料は発生しません。

買収会社は、フォーム F-X において、米国裁判所を管轄裁判所として、米国内における訴状受領代理人を選任します。かかる選任は、通常、対応するフォーム CB の最終訂正日から少なくとも 6 年間は維持されなければいけません。提出会社の米国子会社又は専門のサービス業者<sup>20</sup>が、通常フォーム F-X の訴状受領代理人として選任されます。

## III. 実務上の留意点

下記は、日本における合併、株式交換又は同種の株式対価型の経営統合取引を計画する場合における、米国証券法令の観点からの実務上の留意点を列挙したものです。

- **取引発表の前に余裕をもってルール 802 の利用可能性の確認に関する問題を十分に検討すること。** 株式対価取引にかかる発表の 60 日前における株主名簿を利用できる場合(又は、60 日前までに利用ができない場合には、120 日前に株主名簿を利用できる場合)には、取引当事者は発表前に、米国の保有者数という観点からルール 802 の利用可能性を確認できることが多いです。その他の場合には、取引当事者は、(i) 発表前(この場合には、ある取引が進行中であることを市場に悟らせてしまう可能性があります。)又は(ii) 発表後に(この場合には、SEC への登録が義務付けられるかどうか又はルール 802 による免除が利用可能かどうかについて判明するまで発表後しばらく時間を要するため、問題が生じる可能性があります。)、証券保管振替機構に特別な依頼をして、個別に名簿を入手しなければならない場合もあります。その他の場合には、当該取引が登録されるか又は免除されるかに関わらず、取引に関する情報を SEC に提供する義務は発表時に発生するのが大半であるため、進め方についての支援のために、当該発表に十分に先立って当事務所にご連絡下さい。
- **米国保有者の人数を確認するための支援のアレンジ。** 米国保有者の確認のために専門のサービス業者を採用することを検討します。SEC ルールは、会社がこれらの専門家を採用することを義務付けてはいません。しかし、ルール 802 に依拠することを意図し、結局米国保有者が 10% の基準を超えていると判断することになった会社に対して、専門家を採用しなかったことを、SEC は否定的な要因と考える可能性があります。

<sup>19</sup> 日本で公開された文書は、すべて同等の方法で米国において公開される必要があります。

<sup>20</sup> ご要望により、当事務所は専門のサービス業者を紹介することもできます。

- **コンティンジェンシープランを作成すること。** ルール 802 が適用できないことが判明した場合には、当該取引のストラクチャーを変更するか、又は米国証券法に従って当該取引を登録するかのいずれかを決定する必要があります。もし、SEC への登録が現実的な選択肢であるならば、それは当該取引のスケジュールに多大な影響を与える可能性が高く、相当の追加的計画、費用及び労力を必要とすることになります。
- **コミュニケーションの日時及び内容を決定すること。** 取引に関するコミュニケーションについて事前に計画することが重要です。ルール 802 の免除規定に依拠する予定であり、かつ文書を公表により配布する場合には、ウォール・ストリート・ジャーナルなどの米国の出版物にスペースを確保し、また活字組み、メディア及び制作業務をコーディネートする広告会社を採用するためのアレンジが必要となります。
- **提出のために印刷業者の支援をアレンジすること。** ルール 802 の免除規定に依拠する予定である場合には、情報提供文書を EDGAR のフォーマットに変換し、それを電子的にフォーム CB によって提出するために、金融専門印刷業者に依頼する必要があります。状況によって、翻訳者も必要となる可能性もあり、EDGAR コードも事前に取得しなければならない可能性もあります。当事務所は、金融専門印刷業者や翻訳者の紹介、また EDGAR コードの取得について支援することが可能で、また、必要に応じて文書を EDGAR 用に変換 (EDGARizing) することも可能です。
- **訴状受領代理人を手配すること。** ルール 802 による免除規定に依拠する予定である場合には、フォーム F-X の提出前に、訴状受領代理人を手配する必要があります。同代理人は、取引当事者の米国関連会社又は専門のサービス業者でもかまいません。当事務所は専門のサービス業者をご紹介することが可能です。

---

以上の事項についてご質問、ご意見がありましたら、以下の担当者にご連絡ください。

## ケン・レブラン

phone: 03 5574 2631  
email: [ken.lebrun@davispolk.com](mailto:ken.lebrun@davispolk.com)

## ジョン・グレイ

phone: 03 5574 2667  
email: [jon.gray@davispolk.com](mailto:jon.gray@davispolk.com)

## クリス・コダマ

phone: 03 5574 2668  
email: [christopher.kodama@davispolk.com](mailto:christopher.kodama@davispolk.com)

## ルーカス・アダムス

phone: 03 5574 2661  
email: [lucas.adams@davispolk.com](mailto:lucas.adams@davispolk.com)

## 佐々木 知洋

phone: 03 5574 2658  
email: [chihiro.sasaki@davispolk.com](mailto:chihiro.sasaki@davispolk.com)

## 茉莉・フォスター

phone: 03 5574 2655  
email: [mari.foster@davispolk.com](mailto:mari.foster@davispolk.com)

## ポール・ジュン

phone: 03 5574 2656  
email: [paul.jun@davispolk.com](mailto:paul.jun@davispolk.com)

## アレックス・コーリー

phone: 03 5574 2662  
email: [alexander.coley@davispolk.com](mailto:alexander.coley@davispolk.com)

## 森 遥香

phone: 03 5574 2664  
email: [haruka.mori@davispolk.com](mailto:haruka.mori@davispolk.com)

---

© 2020 Davis Polk & Wardwell LLP | 106-6033 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー33 階

本書は、当事務所のクライアント及びご関係者の方々が関心を持たれるであろう内容について、概略的な情報提供のみを目的としたものです。本書で論じている事項についての完全な分析ではなく、またリーガル・アドバイスとして依拠されるべきものではありません。また、本書は英語原文の参考和訳であり、本書と英語原文の内容に相違がある場合には英語原文が優先します。本書は、一部の法域においては弁護士による宣伝とみなされる可能性があります。より詳細な情報に関しては、当事務所のプライバシーに関する通知 ([privacy notice](#)) をご参照下さい。



## 情報文書のレジェンド例

以下のレジェンドの例は、あくまで参考例です(取引の内容に応じて修正が必要となります)。

「買収会社及び対象会社は日本企業です。株式対価取引案及びそれに関連する株主による議決権行使に関して配布される情報は、米国の開示要件とは異なる日本の開示要件の適用を受けます。本文書に含まれる財務諸表及び財務情報は、日本の会計基準に従い作成したものであり、米国の会社の財務諸表又は財務情報と同等のものではない場合があります。

これらの会社は日本に所在し、全ての役員及び取締役は日本の居住者であるため、当該株式対価取引に関して米国証券法令に基づいて生じる可能性のある権利及び請求を執行することは困難な場合があります。これらの会社又はその役員もしくは取締役を、米国証券法令への違反を理由として日本の裁判所に訴えることはできない可能性があります。最後に、これらの会社及びその関連会社に対し、米国裁判所の判決に従わせることは困難な場合があります。

これらの会社は、オファー案の帰趨が未定の間はいつでも、公開市場や相対取引など、当該株式交換取引以外の方法で対象会社の株式を購入する可能性があることに留意してください。」